

全労金2014春季生活闘争ニュース第31号

《合意速報No.17》

東北労組が関連会社との交渉を妥結しました！

東北労組は、3月27日、関連会社との交渉において、交渉の妥結を確認しました。内容は、①契約職員の無期転換権の付与は、継続協議、②賃金は、個別に引き上げる、③正社員の時給は、3.8ヵ月（要求は4.0ヵ月、昨年実績は3.8ヵ月）、④契約社員・ビル管理社員の時給は、従前通りの基準により支給（要求は1.0～3.6ヵ月、昨年実績は0～2.6ヵ月）、⑤年休付与日数は、応じられない、とするものです。なお、無期転換権の付与は、交渉の中で、「実質的に無期雇用となっており、不当な雇止めは行わない」との発言を引き出しています。

団体交渉で関連会社からは、「要求書の提出を受け、鋭意検討してきたが収束の判断に感謝したい。十分ではないが、最大限の回答内容としており、社員には、より良い環境でできるだけ長く勤め続けてもらいたいとの気持ちを持っており、今後もその気持ちは変わらない」等の見解が表明されました。

末留闘争委員長は、「継続的な協議・交渉に感謝したい。すべての項目で要求通りとはなっていないが、組合員の処遇改善につながる内容と判断し、妥結・収束することを判断した。金庫との関わりもある中、“組合員・社員には長く勤めていただきたい、会社としてできることはしたい”との表明があった。労金サービスとして、社員の生活の安定と改善を図ることで、労働意欲の向上・会社の発展につながると確信している。引き続き、労使協議を要請する」等を表明しました。

なお、単組は、①基本賃金・一時金について、要求通りとはならなかったが、要求の趣旨を踏まえ、個別に改善を図ることができた。賃金表の策定に関しては、一部では、要求を超える賃金引き上げを実施し、また、60歳以上の社員の賃金を改善することができたことは、今後の交渉につながった、②安定雇用については、金庫の動向を踏まえての判断とせざるを得ないとしているが、交渉の中で会社より「契約職員は実質的には無期雇用となっており、不当な雇止めは行わない」と、金庫同様の言質を引き出した、③要求に関して、全般的に真摯に検討し、可能な限り改善していく姿勢が見られた、等から交渉の妥結を判断しました。

*合意単組：13単組（3月28日午前9時現在）

静岡・北海道・北陸・中央・中国・セントラル・東海（金庫・関連）・四国
長野・新潟・九州（金庫・関連）・近畿（金庫・関連）・東北（金庫・関連）

以上